

## 板材成形分科会規定

第1条 本会は、一般社団法人日本塑性加工学会 板材成形分科会と称す。

第2条 本分科会は、塑性加工分野における板材成形に関する学術、技術の発展を推進するとともに、学会活動を振興することを目的とする。

第3条 本分科会は、前条の目的を達成するため、委員による調査、研究、情報交換、啓蒙、国内外の関連団体との交流などの活動を行う。

第4条 本分科会の会員は次のとおりとする。

- (1) 大学、国公立機関などに所属し、(一社)日本塑性加工学会正会員及び学生会員であり、塑性加工分野における板材成形に関心を有し、本分科会の運営、活動に積極的に参加、協力する個人。(以下、非営利団体委員という)。
- (2) 会社、企業などに属し、その会社、企業が(一社)日本塑性加工学会賛助会員、もしくは本人が学会の正会員で、塑性加工分野の板材成形に関心を有し、本分科会の運営、活動に積極的に参加、協力する個人(以下、営利団体委員という)。

第5条 本分科会の運営のため、運営委員会を設置し、本会運営に関わる重要事項は運営委員会の審議を経て決定する。

第6条 本分科会の経費は、会費、学会交付金、その他の徴収による。

第7条 会費は会計年度単位の年額とし、その額は1委員あたり次のとおりとする。

- (1) 非営利団体：5,000円(ただし学生会員は1,000円)
- (2) 営利団体：5,000円

なお、会費のほか、そのつど必要があれば経費等を徴収することができる。

第8条 年度の収支および次年度の事業計画を分科会委員に報告する。

第9条 本分科会は、(一社)日本塑性加工学会の学会定款及び細則に従う。

第10条 本規定は、平成29年12月11日より実施する。